

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

Q&A 子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得

令和3年1月1日より育児・介護休業法施行規則等が改正されます。現在は1日単位、半日単位の取得しかできませんが、就業規則を改定した上で、時間単位の取得ができるようになります。今回のHP通信では子の看護休暇や介護休暇の時間単位での取得に関し、代表的な3つの実務上の取扱い事例について解説します。 ※概要はヒューマン・プライム通信277号へ

Q1 所定労働時間が7時間30分の会社で、時間単位で看護・介護休暇を取得する場合、何時間分の休暇が「1日分」の休暇となるか

(解説) 基本的に、看護・介護休暇を取得した時間数の合計が1日の所定労働時間数に相当する時間数になるごとに「1日分」の看護・介護休暇を取得したものと取り扱います。また、1日の所定労働時間数に1時間に満たない端数がある場合には、端数を時間数に切り上げる必要があります。

このケースでは、8時間分の休暇で「1日分」となります。労働者が看護・介護休暇を取得して7時間休み、30分出勤した場合は、1時間分は別の日で取得可能となります。

Q2 勤務時間が8時30分～17時（休憩12時～13時）の会社で、始業時から連続した4時間の看護・介護休暇を取得すると休憩時間に差し掛かってしまうが、どのように取り扱えばよいか

(解説) 休憩時間は、労働提供義務のない時間であり、労働者には看護・介護休暇を請求する余地はないため、このケースのように始業時刻から連続した4時間の看護休暇を取得する場合には、8時30分～12時、13時～13時30分を合計した4時間を取得することになります。

Q3 日によって所定労働時間が6時間、8時間（1日の平均所定労働時間は7時間）の労働者が1日の所定労働時間数と同じ時間数の看護・介護休暇を取得する場合は、日単位として取り扱うか、時間単位として取り扱うか

(解説) 例えば、所定労働時間が8時間の日に8時間分の看護・介護休暇を取得する場合、日単位として取り扱うと看護・介護休暇1日分に相当するが、時間単位として取り扱うと看護・介護休暇1日分プラス1時間分に相当することとなり、時間単位として取り扱うと労働者に不利になります。

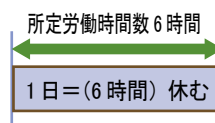
こうした場合の取り扱いを統一的に定めるため、時間単位看護・介護休暇を取得する場合の「時間」は「1日の所定労働時間数未満の時間」とされています。



日によって所定労働時間数が異なる労働者の場合

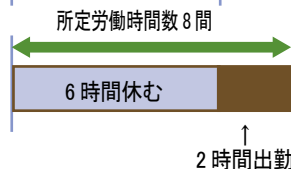
- 1日の平均所定労働時間数が7時間の場合
※時間単位で介護休暇を取得する場合は、1日の平均所定労働時間数である7時間で「1日分」となる。
- 年5日分の介護休暇が取得可能である場合

①休暇を取得する日の所定労働時間が6時間の場合



- 「1日」の介護休暇を取得
- 残り4日取得可能

②休暇を取得する日の所定労働時間が8時間の場合



- 「6時間」の介護休暇を取得
- 残り4日+1時間(※)取得可能

※介護休暇1日分(7時間)－実際に取得した時間(6時間)＝残り1時間

**「子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得」について
就業規則の規定改定など、早めのご準備をお願いします!!**

- 厚生労働省より子の看護休暇や介護休暇の時間単位での取得に関するQ&Aが下記アドレスにて公開されています。他の疑問点等の実務上の取扱いについてのQ&Aも記載されていますのでご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000582061.pdf>

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。